

1. 保険・補償・免責補償制度

スマート駅レンタカーでは、万一、事故の場合でも、下記の金額を限度として保険等による補償がついております。但し、スマート駅レンタカー貸渡約款に違反する事故、保険約款の免責事項に該当する事故および警察の事故証明が取得できない場合の事故の損害額はお客様のご負担になります。

同一貸渡しにおいて複数事故が発生した場合、初回事故のみ適用となります。
(2022年1月1日から適用)

	補償内容
対人保険	1名につき無制限（自賠償を含む）
対物保険	1事故につき無制限（免責額5万円）
人身傷害補償	1名につき3,000万円まで 搭乗者の自動車事故によるケガ（死亡・後遺障害を含む）につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償いたします。 （限度額3,000万円：治療費を含む損害額は保険約款に定める基準に従い算出されます。）
車両補償	1事故につき車両時価額まで（免責額5万円）

・免責補償制度に加入されているプランは、免責金額のご負担は免除されます。
なお、P.4の個人プランは全て免責補償制度に加入しているプランです。

・保険での補償額を超える損害及び保険金が給付されない場合の損害額はご負担いただきます。

(例)

- ・人身傷害補償3,000万円超えの傷害
- ・酒酔い運転など保険金が給付されない場合

下記のケースでは、補償が適用されませんのでご注意ください。

- ① 事故時に警察への届出および弊社へ連絡など所定の手続きがなかった場合
- ② 事故が相手方の責任によるもの
- ③ 貸渡約款に違反している場合
 - ・貸渡契約の際、お申し出いただいた方以外の方が運転して起こした事故
 - ・無断延長中の事故
 - ・無免許運転、飲酒運転、薬物使用中の運転による事故
 - ・無断で示談した場合 など
- ④ 保険約款の免責事項に該当する場合
 - ・お客様の所有、使用、管理する財物に与えた損害
 - ・タイヤの損傷（パンク、バースト、亀裂等）及びホイールの破損時のタイヤ代、ホイール代、修理交換費、車両移送費用
 - ・ホイールキャップの破損・紛失
 - ・鍵の破損・紛失
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 - ・その他故意によって生じた損害 など
- ⑤ 使用管理上の落ち度があった場合
 - ・無謀運転（故意による事故など）
 - ・付属品の破損・紛失
 - ・通常の清掃・整備で落ちない破損・臭いがあった場合
（禁煙車両内での喫煙を含む）
 - ・給油時の燃料種別の間違いにより生じた損害
 - ・鍵をつけたまま又は施錠しないで駐車し盗難にあった場合
 - ・タイヤチェーン・キャリアなどの取り付け・装着不備による損害
 - ・河川敷や林間など車両が損傷すると思われる場所での走行による損害 など